

令和3年第19回

美幌町農業委員会総会議事録

令和3年10月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和3年10月25日(月) 午後1時30分から午後2時17分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

	1番	日並一三君		2番	齋藤一男君
	3番	梅津幸一君	農地部会長	4番	寺本恵二君
	5番	安藤良司君		6番	高崎利彦君
	7番	山岸洋文君		8番	武田透君
	9番	中川誓子君	農地副部会長	10番	小林寿美君
振興部会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	17番	田村秀司君		19番	鎌仲照幸君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	田中三智雄君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	臨時筆生	寺田裕子君

議 事 日 程

令和3年第19回 美幌町農業委員会総会
令和3年10月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|----------|--------|--|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第35号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 6 | 議案第77号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 7 | 議案第78号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用利用集積計画(案)の決定について |
| 日 程 第 8 | 議案第79号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 9 | 議案第80号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 10 | 議案第81号 | 現況証明願について |
| 日 程 第 11 | 議案第82号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和3年第19回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号2番 齋藤委員、同じく議席番号3番 梅津委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案6件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号11番 重清委員、同じく議席番号16番 佃委員、同じく議席番号18番 木村委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第35号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページの3法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第35号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、議案第77号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号40号。
事 務 局	内容番号40号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案6ページをご覧ください。契約期間は令和3年4月20日から令和8年4月30日までの5年間、合意解約年月日は令和3年10月11日、土地引渡日は令和3年10月11日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号40号は適当と認めます。 内容番号41号。
事 務 局	内容番号41号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃借人が経営移譲するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成30年10月25日から令和5年10月24日までの5年間、合意解約年月日は令和3年10月6日、土地引渡日は令和3年10月6日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号41号は適当と認めます。 内容番号42号。
事 務 局	内容番号42号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案6ページをご覧ください。契約期間は平成31年1月1日から令和3年12月31日までの3年間、合意解約年月日は令和3年10月18日、土地引渡日は令和3年10月18日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号42号は適当と認めます。
内容番号43号。

事 務 局

内容番号43号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案6ページをご覧ください。契約期間は平成23年12月27日から令和3年12月26日までの10年間、合意解約年月日は令和3年10月1日、土地引渡日は令和3年10月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号43号は適当と認めます。
内容番号44号。

事 務 局

内容番号44号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和1年8月26日から令和4年8月25日までの3年間、合意解約年月日は令和3年9月29日、土地引渡日は令和3年9月29日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号44号は適当と認めます。
議案第77号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第7、議案第78号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
内容番号134号。

事 務 局

今月の案件は全15件で内容につきましては農業公社の買入が3件、売買が4件、賃貸が1件、農業公社からの一時貸付が2件、再貸付が5件となっております。
それでは内容番号134号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は先月の9月総会で買入協議要請を行った農業公社の買入案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案13ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和3年10月26日、代金の支払期限は令和3年12月14日、利用調整日は令和3年10月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積

・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番

内容番号134号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが離農することになり所有する農地を処分するため農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号134号は適当と認めます。
内容番号135号。

事 務 局

内容番号135号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は離農に伴う売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和3年10月26日、代金の支払期限は令和3年11月30日、利用調整日は令和3年9月24日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号135号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが離農することになりあっせん調整の結果、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化され小麦、大豆、馬鈴薯、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号135号は適当と認めます。
内容番号136号。

事 務 局

内容番号136号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和3年10月26日、代金の支払期限は令和3年11月30日、利用調整日は令和3年9月3日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号136号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんから現在、あっせん〇〇さんに賃貸している農地を売買したいとの申し出があったため、今回、売買することになったものです。〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、馬鈴薯、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号136号は適当と認めます。
 内容番号137号。

事 務 局 内容番号137号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件は先の議案第77号 内容番号42号で合意解約した農地で先月の9月総会で買入協議要請を行った農業公社からの買入案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益社団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和3年10月26日、代金の支払期限は令和3年12月14日、利用調整日は令和3年10月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番 内容番号137号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号137号は適当と認めます。
 内容番号138号。

事 務 局 内容番号138号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件は先の議案第77号 内容番号43号で合意解約した農地で先月の9月総会で買入協議要請を行った農業公社からの買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益社団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年10月26日、代金の支払期限は令和3年12月14日、利用調整日は令和3年10月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番 内容番号138号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するため農業公社に売買するものです。なお、この農地は現在も借りている〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号138号は適当と認めます。
 内容番号139号。

事 務 局 内容番号139号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件は売買案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和3年10月26日、代金

の支払期限は令和3年11月30日、利用調整日は令和3年9月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号139号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんから現在、あっせんで〇〇さんに賃貸している農地を売買したいとの申し出があったため、今回、売買することになったものです。〇〇さんは法人化され、畑作3品と玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号139号は適当と認めます。
内容番号140号。

事 務 局

内容番号140号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。本件は先の議案第77号 内容番号44号で合意解約した農地で売買案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和3年10月26日、代金の支払期限は令和3年11月30日、利用調整日は令和3年9月29日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。

13 番

内容番号140号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが現在、〇〇さんに貸している農地を処分したいと申し出がありあっせん調整の結果、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で小麦、小豆、菜豆を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号140号は適当と認めます。
内容番号141号。

事 務 局

内容番号141号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧ください。本件は離農に伴う賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和3年10月26日から令和5年10月31日までの2年間、利用調整日は令和3年8月12日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。

12 番

内容番号141号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが離農することになりあっせん調整の結果、〇〇さんが借りることとなったものです。〇〇さんは家族3人で水稻、小麦、大豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号141号は適当と認めます。
内容番号142号。

事 務 局 内容番号142号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和3年10月26日から令和8年8月25日までの5年間、利用調整日は令和3年10月7日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番 内容番号142号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は8月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号142号は適当と認めます。
内容番号143号。

事 務 局 内容番号143号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和3年10月26日から令和8年8月25日までの5年間、利用調整日は令和3年10月7日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番 内容番号143号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件も8月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族4人で玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号143号は適当と認めます。
内容番号144号から145号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 内容番号144号から145号について一括ご説明致します。参考資料は10ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和3年10月26日から令和8年10月31日までの5年間でございます。内容番号144号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で利用調整日は10月8日でございます。内容番号14

5号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、利用調整日は10月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号144号と145号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号144号から145号は適当と認めます。
内容番号146号から147号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号146号から147号について一括ご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和3年10月26日から令和8年10月31日までの5年間、利用調整日は令和3年10月6日でございます。内容番号146号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号147号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号146号と147号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは小麦、菜豆、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号146号から147号は適当と認めます。
内容番号148号。

事 務 局

内容番号148号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和3年10月26日から令和8年10月31日までの5年間、利用調整日は令和3年10月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号148号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、面積、賃貸料については現在と同じ条件で了承されましたが貸手の〇〇さんから賃貸期間を10年から5年に変更したいとの意向があり、〇〇さんに伝えたところ承諾されました。〇〇さんは畑作3品のほか小豆、菜豆を作付け、意欲的に営農されておりますのでよろしくお

	<p>願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号148号は適当と認めます。</p> <p>議案第78号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第79号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号46号。</p>
事 務 局	<p>内容番号46号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧願います。本件は先の議案第77号 内容番号41号で合意解約した農地で経営移譲に伴う貸借借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は貸借借、貸借期間は許可日から5年間、貸借価格は議案記載のとおりで権利の種別は貸借借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料15ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんより願ひ致します。</p>
2 番	<p>内容番号46号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するため、借り手を〇〇さんに変更するものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、小麦、甜菜を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを10月12日、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号46号は適当と認めます。</p> <p>内容番号47号。</p>
事 務 局	<p>内容番号47号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案16ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料17ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんより願ひ致します。</p>
2 番	<p>内容番号47号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを10月12日、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願ひします。</p>

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号47号は適当と認めます。 内容番号48号。</p>
事 務 局	<p>内容番号48号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧願います。本件も経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案16ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料19ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
2 番	<p>内容番号48号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、小麦、甜菜を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを10月12日、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号48号は適当と認めます。 議案第79号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第80号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号8号。</p>
事 務 局	<p>内容番号8号についてご説明致します。参考資料は21ページから23ページをご覧願います。本件は農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内にある農地であります。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和4年10月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号8号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており現地の状況からみて、やむを得ないものであると10月15日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号 8 号は適当と認めます。 議案第 8 0 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第 1 0、議案第 8 1 号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号 2 6 号。</p>
事 務 局	<p>内容番号 2 6 号についてご説明致します。参考資料は 2 5 ページをご覧ください。 願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案 1 9 ページをご覧ください。願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
1 2 番	<p>内容番号 2 6 号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この土地は現在、雑種地となっております畑としては使われておらず農地・採草放牧地以外であることを 1 0 月 1 1 日、重清委員、齋藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号 2 6 号は適当と認めます。 議案第 8 1 号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第 1 1、議案第 8 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号 2 3 号。</p>
事 務 局	<p>内容番号 2 3 号についてご説明致します。参考資料は 2 7 ページをご覧ください。 申し出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案 2 1 ページをご覧ください。利用調整の経過につきましては申出日が令和 3 年 1 0 月 8 日、利用調整を行った時期が令和 3 年 1 0 月 8 日から令和 3 年 1 0 月 2 2 日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号 2 3 号は適当と認めます。 議案第 8 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第 1 9 回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 2 時 1 7 分</p>